

震災発生時及び風水害における対応について

1 震災発生時における対応について

小金井市（多摩東部地域）で震度5弱以上の地震が発生し、又は大規模な災害が発生する恐れがある場合

	生徒	学校（教職員）	保護者
在校中に発生した場合	教員の避難誘導により、保護者等が引き取りに来るまで学校で待機。	(1) 生徒の避難誘導指示 (2) 緊急メール配信 (3) 個別に保護者に連絡（PTA学担）	(1) 学校からの緊急メール配信又は電話連絡で状況と対応を確認。 (2) 保護者又は緊急連絡用（引渡し）カードに記載された引受人が生徒を引き取る。 (3) 引き取りができない家庭は、学校に連絡。
登下校時に発生した場合	(1) 自宅に帰るか、近くの避難所又は学校に避難。 (2) 自宅又は避難所に避難した生徒は、学校に連絡。	上記に同じ	上記に同じ

2 風水害における対応について

小金井市（多摩北部）に「警報」が発令された場合

登校前に「暴風警報」が発令された場合	ア 午前7時の段階で「暴風警報」が発令継続中の場合、「臨時休校」。遠足、修学旅行、体験学習などの行事も原則として延期・中止とします。ただし、目的地には暴風警報、大雪警報等が発令されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、行事を実施する場合があります。 イ 午前7時以前に登校をしなければならない部活動の朝練習等を行う場合、天気予報の情報等から前日に実施、又は中止の連絡を各顧問がします。 ウ 登校前に発令された場合は、自宅待機とします。
登下校中又は登校後に「暴風警報」が発令された場合	校内で生徒を待機させます。気象状況や通学路の状況等を十分に考慮し、教育委員会との協議の上、生徒を下校させることもあります。下校は集団下校としますが、状況に応じて保護者等への引き取りの対応をとります。緊急メール配信又は個別に連絡をします。
登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合	午前7時の段階で発令継続中の場合は、原則として自宅待機又は臨時休校の措置を行う時に限り、緊急メール配信又は個別に連絡（PTA学担）をします。その他、状況に応じて必要な連絡があると校長が判断した場合は緊急メール配信又は電話連絡を行う場合があります。

3 保護者への引き渡しについて

学校に待機させた生徒は、保護者又は緊急連絡用（引渡し）カードに記載された引受人に引き渡します。カードへの登録をお願いします。